

支え合いの
地域づくり

助け合いの和を広げよう！

〈自助・共助・公助〉とは みんなで考えよう

広報紙では、皆さんの身近で日ごろから地域のために尽力されている町内会長さん、自治会長さんに登場いただき、ご紹介しています。

第15回目となる今回は、本町第二町内会の会長を務める梶会長にお話しを伺いました。



本町第二町内会 梶 敏 会長

協力しながら助け合い

わたしたちの町内は、設立してからおよそ90年近くなり、市内の町内会の中でも古い方だと思えます。現在およそ100世帯で構成され、他の町内と同様に高齢化が進んでいます。そのような中で、昔からこの地に住んでいる方も多いため、隣近所同士顔見知りが多く、皆さん協力的に助け合っています。たいへん感謝しています。また、高齢者宅についても、近所の方が目配りをするなど自然に行動しています。

役員編成についても、皆さんがこころよく引き受けてくれ、たいへん助かっています。

夏場の草刈や、冬場の除雪なども自発的に協力しながら

作業を行ってくれています。ゴミ拾いや一斉清掃のときにも、年齢の中堅クラスの方が協力的で、また、高齢者の技術もあって、1プラス1が3ぐらいになっています。

災害対策に早急な対応

このたびの文珠地区の災害について、心からお見舞い申し上げます。わたしたちの町内では、今回の災害での被害はありませんでしたが、過去に川の水があふれ冠水した時にたいへん苦労したので、雨

が降り続くとても気になり、川沿いにある住宅や川の水量などを確認しながら歩いています。雨のときばかりでなく、冬期間除雪のときに、雪を川に投げることもあって、川がせき止められて、水があふれ被害を受けた家もありました。そのような時にもすぐに対処できるよう、日ごろから川の近辺を見て回っています。今後も、自分たちの地域は自分たちで守ろうという意識を持って、支え合いながら協力的に、住みよい町内にしていきたいと思えます。

町内会活動にご協力を！

市では町内会や自治会に対し、「広報うたしな」の配付をはじめ、市政全般にわたるさまざまな仕事において、地域の皆さんとの橋渡しをする役割をお願いしています。

また、皆さんの困りごとなどについても、直接市の担当へ電話することに抵抗のある方は、最も身近で話しやすい町内会・自治会の役員さん

を通じて市に連絡することもできます。しかし近年、町内会役員などを引き受けてくれる方が少ないことが、多くの町内会等共通の悩みとなっています。皆さんの地域をよりよく住み良いものとするため、皆さんが取り組みやすいところから、町内会活動への参加やご協力をお願いします。

老齢基礎年金の 繰上げ・繰下げ請求

老齢基礎年金は、原則65歳から受け取れますが、希望により60歳以後いつからでも受け取ることが出来ます。

ただし、65歳より早く繰上げて受け取ると減額され、66歳より遅く繰下げて受け取ると増額される仕組みになっています。一度決まった年金額は生涯変わりませんので、年金を受け取る時は良く考えて手続きしてください。

なお、増減の率については、次のとおりです。

〈戸籍年金グループ・市役所1階〉 ☎ 4253217

昭和16年4月2日以降に生まれた方の増減率などは次のとおりです。

■繰上げ受給時の減額率

満年齢	減額率
60歳	30%
61歳	24%
62歳	18%
63歳	12%
64歳	6%

▽繰上げた場合の注意点

① 65歳になるまで、遺族厚生年金と繰上げた老齢基礎年金をいっしょに受けることはできません。

② 障害基礎年金、寡婦年金は受けられません。

③ さかのぼって支給されませ

ん。(請求したときから)

■繰下げ受給時の増額率

満年齢	増額率
66歳	8.4%
67歳	16.8%
68歳	25.2%
69歳	33.6%
70歳	42%

▽繰下げた場合の注意点

① 原則、他の年金(老齢厚生年金を除く)を受ける権利がある場合は繰下げ請求ができません。

② 繰下げ請求では、老齢基礎年金の振替加算額は増額されません。

▼問い合わせ 砂川年金事務所 ☎ 5252144へ。

誕生月に 「ねんきん定期便」 が届きます

社会保険庁では平成21年4月より、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さんに、「ねんきん定期便」を毎年の誕生日にお送りしています。

■ねんきん定期便の主な内容

- ① 年金の加入期間と履歴
- ② これまでに納めた年金保険料の額
- ③ 月ごとの年金保険料の納付状況
- ④ 加入実績に応じた年金の受給見込額

ご自身の年金記録をご確認いただき、記録にもれや誤りがあったときは、同封の回答票で回答をお願いします。

▼問い合わせ ねんきん定期便専用ダイヤル ☎ 057058555へ。



危険物安全週間

6月3日から6月9日まで

危険物めざせ完封ゼロ災害

石油類をはじめとする危険物は、一般家庭や事業所などにおいて幅広く利用されており、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立と住民の危険物に対する意識高揚を目的に危険物安全週間を実施します。
〈消防本部予防・保安グループ〉 ☎ 4253255

『危険物』とは？

一般的に次のような危険性を持った物質をいいます。

- ① 火災発生の危険性が大きい物質
- ② 火災拡大の危険性が大きい物質
- ③ 消火の困難性が高い物品

身近なものでは、ガソリンや灯油、油性塗料などがあります。この危険物安全週間を機にこれらの保管方法を再確認しましょう。

ガソリンの保管方法

ガソリンは火災発生が極めて高い物質のため、保管は極力控えましょう。やむなく、草刈機などに使用するために保管する場合は、次の点に注意しましょう。

- ① ガソリンを保管する時は、金属製の容器に入れましょう。
- ② 容器は確実に密閉し、風通しが良く火気のない場所に保管しましょう。

議会の動き

第2回臨時会

5月11日、会期1日間で開催

承認された報告

■損害賠償の報告について

〈専決処分〉

本年3月2日、市役所前駐車場で、旧庁舎からの落雪による雪の塊が、駐車していた車両の左側面部に衝突し、左後部ドアノブ付近を損傷しました。

市の敷地内における落雪による損傷のため、原因が市にあることから、車両にかかる修理費等の全額(8万7,521円)を市が負担することで示談を締結しました。

■平成23年度歌志内市一般会

計補正予算(第9号)〈専決処分〉

特別交付税の増額補正分の一部を、財政調整基金へ追加して積み立てることとしました。このため予算補正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行い、議会の承認を得ました。

■平成24年度歌志内市一般会

計補正予算(第1号)〈専決処分〉

本年4月24日、融雪により発生した土砂災害について、文珠地区の住民救助及び土木施設応急対策を実施するため、414万1千円を補正しました。

この予算補正では、予備費を減額調整したため、予算総額40億3,000万円に変更はありません。

可決された議案

■歌志内市条例の一部を改正する条例の制定について

■歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

これら2議案は、地方税法等の一部改正に伴い、関係条

文の整備を行いました。

■平成24年度歌志内市一般会

計補正予算(第2号)

歳入歳出予算に320万円を追加し、総額を40億3,320万円としました。

補正予算の増減内容は次のとおりです。

【歳出】

▽演劇実行委員会補助金の増

486万3千円

▽予備費の減

166万3千円

【歳入】

▽コミュニティ助成事業助成

金の増 320万円

行政報告

■文珠地区融雪による土砂災害について

4月24日午前9時頃、道道赤平奈井江線の文珠峠において、一部道道を含む法面が崩壊し、ペンケウタシユナイ川に大量の土砂が流れ込み、河川の水がせき止められてあふれ出しました。

このため、市道工業団地線の一部と文珠みどり団地、親愛の家付近が冠水し、道道及

び市道の一部路線が通行止めになりました。

土砂及び冠水の状況から、市民の安全確保のために避難の必要性があると判断し、午前9時45分に付近の住民に避難勧告を発令し当該地区の40名と親愛の家の入所者97名が、文珠第三町内会館と歌志内中学校などに避難をしました。

その後、北海道による河川の復旧工事及び文珠峠谷側箇所の地質調査の進捗状況によって、安全性が確保されたことを確認しながら、同24日午後4時50分に文珠みどり団地付近、同26日午後6時に文珠峠付近の一部、同27日午後6時に文珠峠付近の残りの地区、同28日午後3時30分に親愛の

家人所者に対し、避難勧告を順次解除しています。

なお、河川と道道の復旧状況としては、災害発生直後より北海道及び歌志内建設協会の協力のもと鋭意進められ、河川については、土砂流出箇所へのコンクリートブロック積みによる応急措置を終え、今後、残土処理とともに北海道において河川災害として国のヒアリングを受けた後、本格的な土砂流出防止工事が行われる予定となっています。

また、災害発生時から通行止めとなつている文珠峠の道道については、仮設道路の敷設により、5月7日午前6時30分より開通していますが、片側交互通行となっています。



△一部道道を含む法面が崩壊した文珠峠



△土砂崩れて冠水した市道工業団地線

特定疾患等医療費 受給者証更新のお知らせ

特定疾患等医療費受給者証の更新を行いますので、対象となる方はお早めに手続きをしてください。更新案内及び様式などについては、滝川保健所ホームページにも掲載しています。

- ▶対象 有効期限が平成24年9月30日までの次の受給者証をお持ちの方
 - ▷特定疾患医療受給者証(白色・ピンク色)
 - ▷ウィルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証(緑色)
 - ▷ウィルス性肝炎進行防止対策(肝炎治療特別促進事業)医療費受給者証(青色)
- ▶受け付け
 - ▷滝川保健所(滝川市緑町2-3-31)
- ▷期間 7月2日～8月31日(土・日曜日、祝日を除く)
- ▷時間 9時～12時、13時～17時
- ▷芦別市第2保健センター 1階相談室(芦別市本町17-10)
- ▷日時 8月3日(金) 10時～16時
- ▶問い合わせ 滝川保健所健康推進課保険予防係(☎24～6201)
- ※滝川保健所ホームページ (<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tth/>)



道道の本格的な復旧について、現在、北海道において方法等の検討を行っています。

この災害による人的な被害、床下、床上浸水などは発生していませんが、冠水した約2ヘクタールの畑について、専門機関により水質及び土壌検査が行われています。

市としては、災害箇所等の監視はもとより、土砂災害発生の可能性のある地区への見回り、警戒を強化するとともに、災害箇所の完全復旧に向け、北海道など関係機関との連携を図り、市民の皆さまが

安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んで参ります。

なお、災害発生直後から迅速な対応をしていただきました北海道並びに赤歌警察署、歌志内建設協会など各関係機関の皆さま、さらに、住民の避難に際してご協力をいただきました歌志内中学校、文珠第三町内会及び社会福祉法人北海道光生舎の皆さまに対し深く感謝を申し上げます。

6月1日は電波の日

電波は、テレビ・ラジオ放送などの無線通信だけでなく、携帯電話やインターネットの無線通信、GPSなど、さまざまなところで利用され、私たちの生活には欠かせないものとなりましたが、不法無線局や違法な外国規格無線機の使用が社会的な問題を発生させています。

総務省では、電波利用環境保護のたいせつさを訴えるため、6月1日の電波の日から10日間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。

〈北海道総合通信局〉

電波利用に関する 問い合わせ

電波利用についての相談などは、北海道総合通信局へお問い合わせください。

▼所在地 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

▼電話番号

① 不法無線局、混信・妨害、電波の安全性 ☎011-737-0099

② テレビ、ラジオの受信障害 ☎011-737-0003

③ 電話、インターネットに關

する相談 ☎011-709-3956

④ 電波利用料に関するこ

☎011-709-6000

⑤ その他電波に関する行政相

談に關すること ☎011-709-3550

▼電話受付時間 8時30分～12時、13時～17時(土・日・祝日を除く)

▼電子メール soudan-ho@kaido.soumu.go.jp

▼ホームページ <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>